

自動火災報知設備の煙感知器感度試験について

- 自動火災報知設備の煙感知器は1年毎の総合点検時に感度試験を行うことが必要

点検基準(昭和50年10月16日消防庁告示第14号)

- 煙感知器の感度(自動試験機能※¹を有する自動火災報知設備を除く)
感度が正常であること。

点検要領(平成14年6月11日消防予第172号)

【試験器の例】

○点検方法

所定の試験器により確認する。

○判定方法

スポット型の感度は所定の範囲内であること。

- 警戒区域ごとに**煙感知器を取り外し**、外観の清掃(ちり払い等の簡単な外観の清掃)を行うこと。
- 感知器を取り外した場所は、未警戒とならないように、必ず**代替えの感知器を取り付け**、その旨を点検票に記録しておくこと。
- 感度が正常なものは、再度取り付けること。
- 取付け後は、加煙試験器を用いて、作動の確認をすること。



- 現在、自動試験機能によらない感度試験では、天井から感知器を取り外して試験を行う方式の試験器が開発され用いられている
- ・ 感知器をひとつずつ取り外す必要がある
 - ・ 代替えの感知器を用意する必要がある

自動火災報知設備の煙感知器感度試験について

- ▶ 共同住宅用及び住戸用の自動火災報知設備については、個人の住居への立ち入りが困難な場合が多いことから、遠隔試験機能※²を用いた感度試験を行うことを可能としている

【自動試験機能と遠隔試験機能】

※1 自動試験機能

同一建物内の防災センター等に設置された受信機から周期的に自動で感知器を含む各種試験を行う機能。本機能により感度試験が行われていれば、点検時には試験記録を確認することで足り、煙感知器の取り外しを要さない。

※2 遠隔試験機能

感知器の設置場所から離れた位置において各種試験を行うことができる機能。

共同住宅用の自動火災報知設備では、住戸玄関のインターホンに外部試験器を接続し、住戸内の感知器の各種試験を行うことができる。

【検討事項】

効率的に感度試験を実施するため、共同住宅以外の自動火災報知設備の感知器についても、遠隔試験機能を用いた試験を可能としてはどうか

【改善点】

- ・ 感度試験時に感知器の取り外しが不要となり作業時間が短縮される
- ・ ダクト又は配管等が入り組んでいて感知器の取り外しが困難な箇所の点検が容易になる
- ・ 点検時、代替えで設置する感知器の用意が不要になる